平成２２年（フ）第２５４号
徳島県名西郡神山町阿野字歯ノ辻374番地
債務者　阿波連百理子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５１号
大分市大字中戸次5195番地の４グレイスいたいⅢ102
債務者　渡邉洋一郎
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９６号
長野県千曲市大字中430番地５　ハイツ根石Ｂ－３
債務者　望月　勝二
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１１０号
長野県埴科郡坂城町大字中之条859番地の１
債務者　竹内　寿行
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５１５号
神戸市中央区割塚通５丁目２番３号エスポワール21　302号
債務者　政木真由子こと　朴　　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７８号
神戸市垂水区南多聞台４丁目１番25―604号
債務者　東元　一市
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０７号
神戸市垂水区高丸５丁目６番５―603号
債務者　継谷　　太
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５４号
神戸市灘区記田町４丁目２番26―507号
債務者　本多祐紀子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８４号
大分市大在北１丁目11番15号プレシャスふじの206
債務者　秦野　優子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３号
広島県福山市新涯町４丁目10番37号　ＳＵＮＣ103、旧住所広島県福山市川口町２丁目７番23号　みのるハイムＡ101
債務者　小林　早紀
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２３６号
青森市千刈１丁目３番１号　センチュリーハイツ205号
債務者　鈴木　章充
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
広島県福山市神辺町字上御領833番地、旧住所広島県福山市曙町５丁目20番47号
債務者　竹政　則子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１０１号
山口県下松市大字東豊井476番地８
債務者　飛鳥　　巖
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３４３号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1680番地３
債務者　野々口誠也
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９７号
熊本市城南町東阿高1786番地18
債務者　丸尾　俊一
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９８号
熊本市島町３丁目８番18号　コーポ荒木201号
債務者　松田絵理香
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４１１号
熊本市新南部５丁目６番45―611号
債務者　原田　直子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部